

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 16 日

岐阜地方裁判所多治見支部

裁判所書記官 伊 藤 弘 敏

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 8 日から 令和 7 年 5 月 15 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 5 月 22 日 午前 10 時 00 分 場 所 岐阜地方裁判所多治見支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 6 月 5 日 午前 9 時 50 分 場 所 岐阜地方裁判所多治見支部
特別売却 実施期間	令和 7 年 5 月 29 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 5 月 29 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 4 月 16 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。
特別売却の買受けの申出は、午前 10 時から午後 0 時 15 分、午後 1 時から午後 4 時まで
に限り受け付けます。



513

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3, 790, 000 3, 032, 000	一括	758, 000	40, 791	10, 770
1	1, 230, 000				
2	2, 560, 000				
			</		



物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|----------------------|-------------|--|
| 1 | 所 在 | 多治見市滝呂町十二丁目 | | |
| | 地 番 | 148番602 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 164.91平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 多治見市滝呂町十二丁目 148番地602 | | |
| | 家屋 番号 | 148番602 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 | | |
| | 床 面 積 | 1階 | 57.96平方メートル | |
| | | 2階 | 46.37平方メートル | |



物 件 明 細 書

令和 7年 3月 5日

岐阜地方裁判所多治見支部

裁判所書記官 尾 藤 賢 二

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書を御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。



物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|----------------------|-------------|--|
| 1 | 所 在 | 多治見市滝呂町十二丁目 | | |
| | 地 番 | 148番602 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 164.91平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 多治見市滝呂町十二丁目 148番地602 | | |
| | 家屋 番号 | 148番602 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 | | |
| | 床 面 積 | 1階 | 57.96平方メートル | |
| | | 2階 | 46.37平方メートル | |



令和6年（ケ）第25号
令和6年12月24日受理
令和7年1月24日提出

現況調査報告書

岐阜地方裁判所多治見支部

執行官 恒 川 進

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 多治見市滝呂町十二丁目 |
| | 地 番 | 148番602 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 164.91平方メートル |
| 2 | 所 在 | 多治見市滝呂町十二丁目 148番地602 |
| | 家屋 番号 | 148番602 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 57.96平方メートル
2階 46.37平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件 1	
現況地目	☒ 宅地(物件 1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐ 法第 14 条第 1 項地図のとおり	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は、「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項		
建物	物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☐ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅(空き家)として、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物間取図(概略)のとおり ☒ 土地建物位置関係図(概略)のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■A (所有者)	1 私は物件1, 2土地建物(以下「本件物件」という。)の所有者です。物件2建物は, 私が居住していましたが, 今は別の場所に引っ越しましたので同建物は空き家です。同建物について, 第三者に貸している部分はありません。 2 物件2建物は, 未登記増築部分及び雨漏りする箇所はありません。また, 同建物内で犬を1匹飼っていました。 3 物件1土地は, 昨年10月頃に配管業者から同土地北側の一部分が地盤沈下したため配管の一部が破損しているといわれたことがありました。その地盤沈下が原因で同建物の北側の一部分が沈下していると思います。 4 物件1土地は, 境界で問題になったことはありません。

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

-
- 1 本件物件の状況は、別紙土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりであり、物件1土地は北側及び東側が、それぞれ市道（北側：721218線，東側：721222線）にそれぞれ接する土地で、同土地に物件2建物が建てられている。なお、物件1土地には、土地定着性は認められるが外気分断性に欠けるカーポート（工作物）2基と土地定着性の認められない物置（動産）が1個存在する。
 - 2 物件2建物の占有状況は、関係人の陳述及び現認した状況から、所有者が居宅（空き家）として占有しており、第三者が占有する状況は認められない。
 - 3 物件2建物内の1階LDKの床と壁に汚れ及び1階和室の壁，1階廊下の壁，2階南西側の洋室の壁に損傷個所が確認できた（写真10～14参照）。
 - 4 本件物件は、関係人の陳述から、物件1土地の北側の一部分が地盤沈下したため、物件2建物の北側部分が沈下しているものと思料するが、地盤沈下の詳細については専門家による調査等が必要であるものと思料する。
 - 5 物件1土地の境界については、同土地に関する地積測量図が存在すること、関係人の陳述及びその他現認した同土地の形状，隣地や道路との境界付近の状況から、概ね明らかになっているものと思料する。
 - 6 他に占有権原を推認し得る資料は見当たらなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年12月25日(水) 15:10-15:20	岐阜地方法務局	公図等の写し, 土地建物登記事項証明書申請
7年1月6日(月) 14:30-14:50	目的物件所在地	目的物件確認, 調査, 外観写真撮影
7年1月20日(月) 14:45-15:30	目的物件所在地	目的物件確認, 調査 所有者から事情聴取 室内立入調査・写真撮影 (評価人同行)

(特記事項)

☒ 令和7年1月20日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

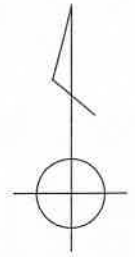
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

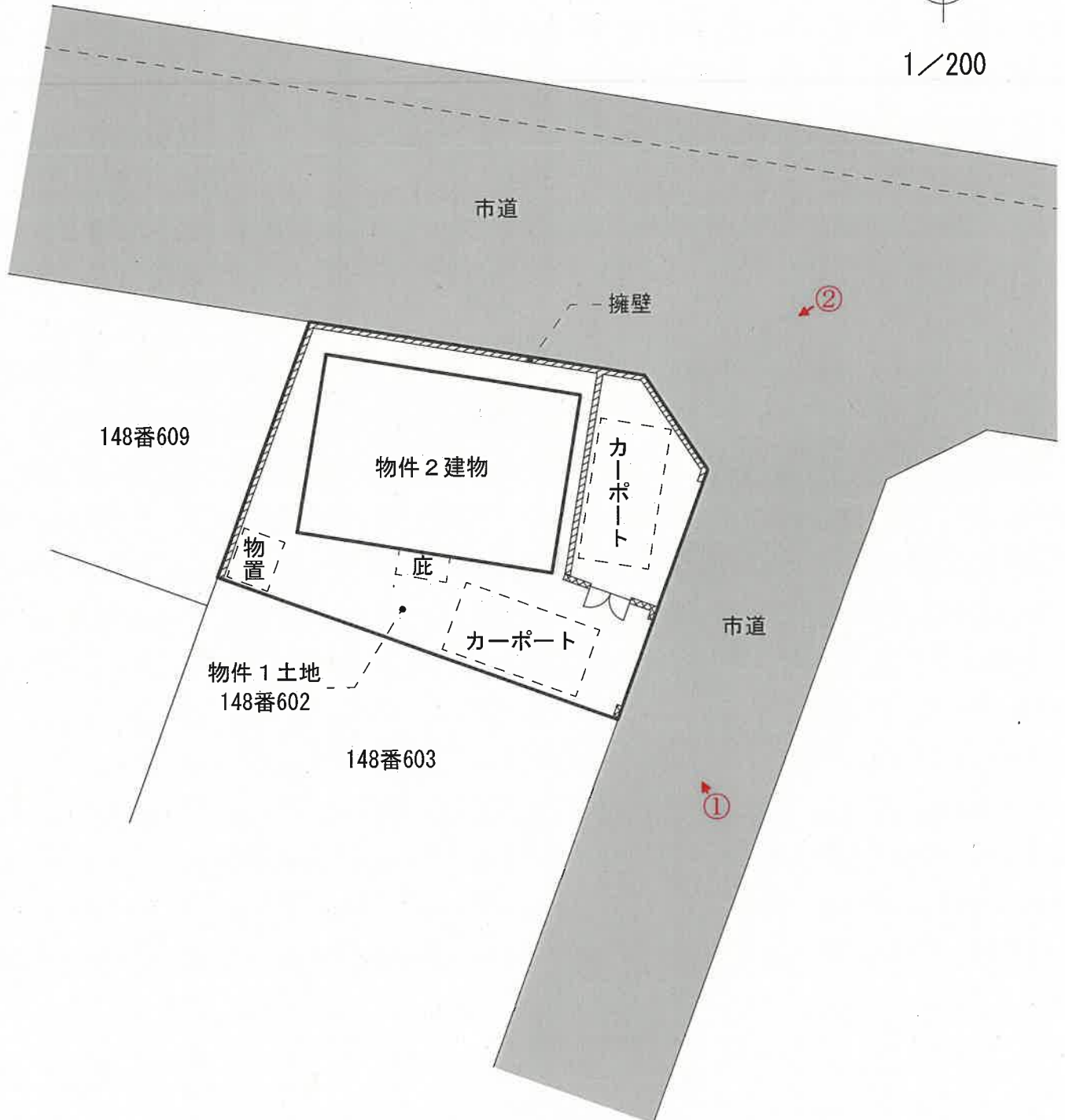
☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）



1/200



←○は写真撮影位置・方向

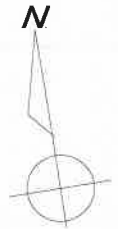
図面と現況の相違がある場合は
現況優先です。
図面作成に当たっては、現地調査
を行い入手可能な図面を参考に
作成した概略の配置図であり、境界
を表示するものではありません。

建物間取図(概略)

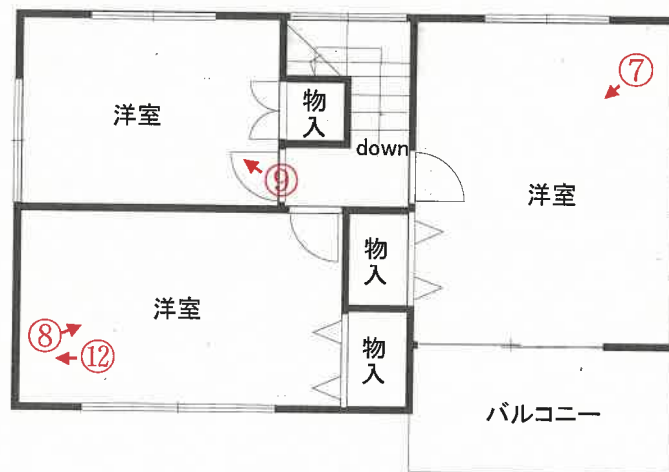
1階平面図



1/100



2階平面図



←○は写真撮影位置・方向

図面と現況の相違
がある場合は現況
優先です。

写真1

物件2建物

カーポート（工作物）



物件1土地

写真2

工作物（カーポート）

物件2建物



写真3

物件2建物

1階室内



写真4

物件2建物

1階室内



写真 5

物件 2 建物

1 階室内



写真 6

物件 2 建物

1 階室内



写真7

物件2 建物

2階室内



写真8

物件2 建物

2階室内



写真 9

物件 2 建物

2 階室内



写真 1 0

物件 2 建物 1 階LDKの壁の損傷箇所



写真 1 1

物件 2 建物 1 階和室の壁の損傷箇所

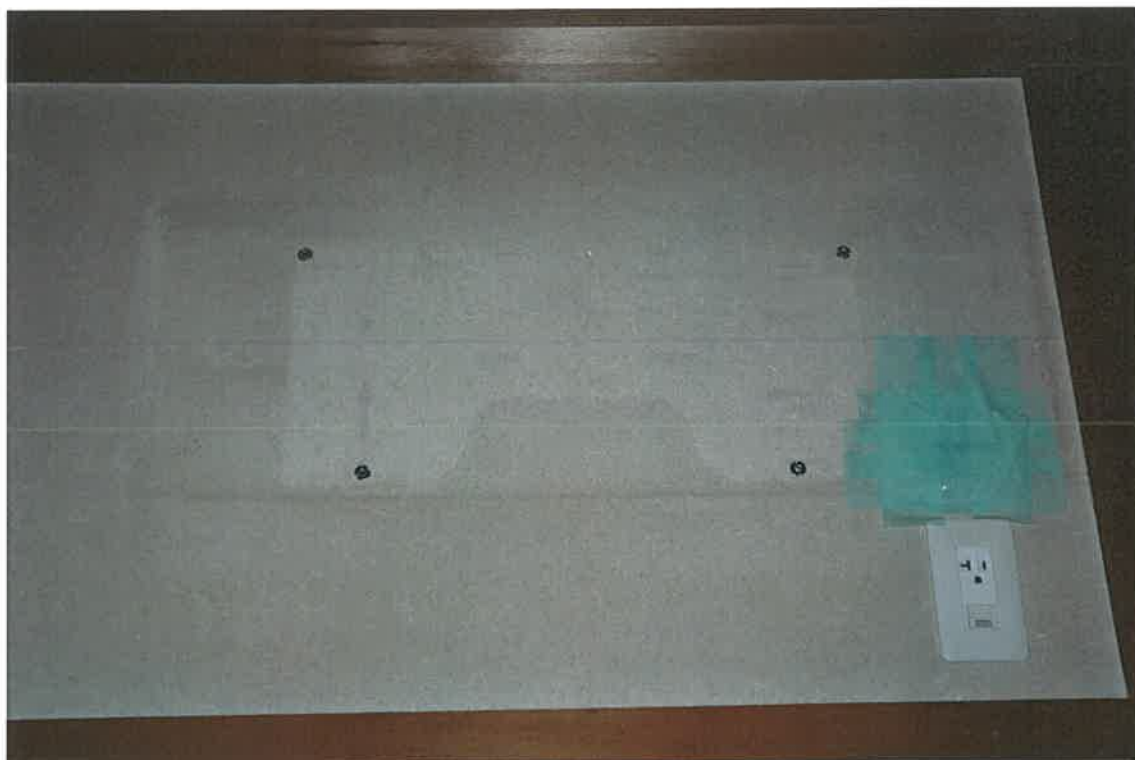


写真 1 2

物件 2 建物 2 階南西側洋室の壁の損傷箇所



写真 1 3

物件 2 建物 1 階廊下の壁の損傷箇所



写真 1 4

物件 2 建物 1 階LDKの壁や床の汚れ



令和 6 年(ケ)第 25 号

令和7年1月20日

令和7年1月23日

現地調査

評 価

岐阜地方裁判所 多治見支部 御中

評 価 書

整理番号

吉評第25-258号

発行日付

令和7年1月24日

評 価 人

不動産鑑定士

吉村 寿也

第1 評価額

一 括 価 格	
金 3,790,000 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 1,230,000 円
物件 2 (建物)	金 2,560,000 円

- ① 一括価格は、物件[1・2]の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件[1]の土地価格の内訳価格は、物件[2]建物のための敷地利用権等価格を控除した価格である。

第2 評価の条件

- ① 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約
(売主の協力が得られないことが常態であること、
買受希望者が事前に物件に立ち入ることができないこと、
引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、
目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)
等の特殊性を反映させた価格とする。
- ② 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、
調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- ③ 現地での物件調査は目視可能な部分に限定され、物件に関する情報提供の内容も
民事執行法58条4項に定める場合を除いて公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記簿記載と同じ

番号	所在等		登記簿上	現 況
1	所 在		多治見市 滝呂町十二丁目	
	地 番		148番602	
	地 目		宅地	
	地 積		164.91㎡	
2	所 在		多治見市 滝呂町十二丁目148番地 602	
	家屋番号		148番602	
	種 類		居宅	
	構 造		木造スレート葺2階建	
	床 面 積	1 階	57.96㎡	
		2 階	46.37㎡	
		3階他計		
		延面積	104.33㎡	

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件 1)

位置・交通 ※交通施設の方位は、施設からの方角で八方位表示である。 ※道路距離は選択ルートにより変わります。	滝呂小学校の北東方約720m(直線距離)に位置する。				
	(会社名)	(線名)	(駅・停名)	(方位)	(道路距離)
	JR	中央本線	多治見駅	南東方	5.7km
	東鉄バス	——	タウン滝呂センター	北東方	650m
付 近 の 状 況	戸建住宅が建ち並ぶ郊外の丘陵地に開発された大規模住宅団地。				
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分		市街化区域		
	用 途 地 域		第一種低層住居専用地域		
	指 定 建 蔽 率		50%		
	指 定 容 積 率		80%		
	防 火 規 制		建築基準法第22条区域		
	土砂災害警戒区域		指定なし		
	水 防 法		指定なし		
	そ の 他 の 規 制		居住誘導区域 宅地造成工事規制区域		
画 地 条 件 (規模、形状等)	地 積		164.91㎡		
	間 口 (東 側)		約9.4m		
	奥 行		約15m		
	形 状		ほぼ長方形		
接 面 道 路	東側及び北側が道路に接面する角地である。 東側は現況幅員約5.8mの舗装市道721222線に概ね等高に接面する。当該市道は北方向にやや低く傾斜している。 北側は現況幅員約9.3mの舗装市道721218線に1m～1.5m程度高く接面する。当該市道は西方向にやや低く傾斜している。				
土 地 の 利 用 状 況 及 び 隣 地 の 状 況 等	物件1土地には物件2建物が建てられている。 目的物件の周囲には戸建住宅が建ち並んでいる。物件1土地は南側隣地より約0.5m低い。また、西側隣地の宅盤とは概ね等高になっている。 所有者への聞き取りによると、物件1土地の地盤は北側の一部が沈下しており、その影響で、トイレ、風呂の下水配管が破損した、とのことである。また、現地の外観調査では、北側道路に近い箇所の擁壁が傾いていること及び雨どいが曲がっていることを確認した。				
供 給 処 理 施 設 ※役所等での聞き取り調査日現在の状況である。	上水道	■あり □引込可 □なし □不明(特記事項のとおり)			
	ガス配管	□あり ■引込可 □なし □不明(特記事項のとおり)			
	下水道	■あり □引込可 □なし □不明(特記事項のとおり)			
特 記 事 項	東側、北側の各接面道路には都市ガスの本管が埋設されているが、目的物件は都市ガスを利用していない。ガスはプロパンガスを利用している。 東濃県事務所環境課に照会したところ、水質汚濁法に規定する有害物質使用特定施設の届出はない、との回答を得た。また、現地調査の外観からは土壌汚染の可能性は低い、と考えられるが、詳細は不明である。 埋蔵文化財については、(公財)多治見市文化振興事業団・埋蔵文化財発掘調査室に照会したところ、現在のところ指定されていない、との回答を得た。				

2 建物の概況・利用状況等

物件番号等	物件番号	2
	区分	主建物
建築時期及び 経済的残存耐用年数	建築年月日	平成11年1月 頃、建築
	経済的耐用年数	30年
	経過年数	26年
	経済的残存耐用年数	4年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	スレート葺
	外 壁	サイディング等
	内 壁	クロス等
	天 井	クロス等
	床	フローリング、畳等
	設 備	電気・給排水・衛生等 ガスはプロパンガスを使用している。
	そ の 他	アスベスト含有建材の使用状況については、専門機関による検査は行っていないので不明である。健康被害や建物取り壊しの際の割増し費用等の危険性は否定できないことに留意されたい。
床面積(現況)	現 況	104.33㎡
	増改築の有無	増築はない
現況用途等	階 層	2階建
	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	4LDK
建物の品等	総 合	普通
	使 用 資 材	普通
	施 工	普通
保守管理の状態		ペットを飼っていた時期があり、屋内の壁に損傷個所がある。トイレのドアが破損し、開閉が困難な状況になっている。所有者への聞き取りによると、地盤沈下の影響で家がゆがみ、ドアの開閉が困難になった、とのことである。また、トイレ、風呂の下水配管が破損していたため、応急処置として自分で配管を繋げたが、抜本的な修理は行っていない、とのことである。
建物の利用状況		現況調査報告書のとおり
特 記 事 項		本建物は1981年の建築基準法改正後(いわゆる新耐震基準)に建築されている。 (※建築時点は公簿記載の建築年次である)

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

物件1の建付地価格を算出する。上記目的物件の更地価格を算出し、これに必要に応じて建付減価を行い、建付地価格を求めた。

物件 番号	標準価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
1	29,600	104.0%	164.91	100.0%	5,077,000

ア 標準価格(公示価格等からの規準)

地価調査 多治見(県)-7

公示価格	時点修正	標準化補正	地域格差	標準価格
30,800 (円/㎡)	$100.0 \times \frac{100.0}{100.0}$	$100.0 \times \frac{104.0}{100.0}$	$100.0 \times \frac{100.0}{100.0} \div$	29,600 (円/㎡)

◇時点修正:公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正:公示地等標準的画地との要因格差である。(各要因格差の相乗値)

画地条件	街路条件	接近条件	環境条件他	(相乗計)
4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	104.0%

◇地域格差:地価水準に係る要因格差である。(各要因格差の相乗値)

街路条件	接近条件	環境条件	行政条件他	(相乗計)
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

イ 個別格差:標準的画地との要因格差である。

規模・形状	間口・奥行	方位高低差	接面街路	(相乗計)
0%	0%	2%	2%	104.0%

ウ 地積:登記簿記載数量

エ 建付減価補正率:最有効使用からの乖離を考慮。

② 物件 2 (建 物)

当該建物の再調達単価を現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

物 件 番 号	再調達単価 (円/㎡) ア	延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ=エ	
2	180,000	104.33	10.4%	1,953,000	
償却後残価率	定率法現価率	定額法現価率	観察法現価率	採用現価率	
3.0%	4.8%	15.9%	10.4%	10.4%	
経過年数	26年	経済的残存耐用年数	4年	経済的総耐用年数	30年

ア 再調達単価：標準的な再建築費(単価)である。

イ 延床面積：登記記録記載延床面積

ウ 現価率：定率法現価率＝残価率[累乗](経過年数/経済的耐用年数)

定額法現価率＝1-(1-残価率)×(経過年数/経済的耐用年数)

観察法現価率＝対象不動産の機能、維持管理、補修状況等を実態調査の上で判定する

③ 一体価格 (物件 1・2)

土地 (物件 1) ア	建物 (物件 2) イ	一体価格 (円) (千円未満四捨五入) ア+イ=ウ
5,077,000	1,953,000	7,030,000

2. 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については敷地利用権価格を控除し、建物については敷地利用権価格を加算し、必要に応じて占有減価、市場性修正を行い、かつ競売市場修正を施して、下記の通り評価額を求めた。

① 敷地利用権価格

物件番号	建付地価格(円) 1①オ ア	土地利用権等割合 イ		敷地利用権価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ=ウ
1	5,077,000	55.0%	法定地上権	2,792,000

イ 土地利用権等割合

土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55.0%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) 1①オ、1②エ ア	敷地利用権価格の 控除及び加算(円) 2①ウ イ	占有減価率 ウ	市場性修正率 エ	競売市場修正率 オ	個別価格割合 カ	評価額(円) (万円未満四捨五入) (ア+イ)×ウ×エ×オ×カ
1	5,077,000	-2,792,000	100.0%	90.0%	60.0%	100.00%	1,230,000
2	1,953,000	+2,792,000	100.0%	90.0%	60.0%		2,560,000
一括価格(合計)							3,790,000

ウ 占有減価率

補正を要する第三者占有はない。

エ 市場性修正率

対象不動産の特性に鑑みて需要が乏しいと判断し、-10%の修正を行った。

・修正を要する対象不動産の特性:地盤沈下の可能性がある。

オ 競売市場修正率

第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

第6 参考価格資料

地価調査	多治見(県)-7
(所 在)	多治見市滝呂町14丁目155番182
(価 格)	30,800 円/㎡
(位 置)	多治見駅 5.8km
(価格時点)	令和6年7月1日
(地 積)	179 ㎡
(供給処理)	水道 下水 ガス
(接面街路)	南東 6m 市道
(用途指定等)	1低専(50 , 80)
(地域の概要)	中規模戸建住宅が多い住宅団地(滝呂台団地)

第7 附属資料の表示

- 1 目的物件の位置図等
- 2 公図写
- 3 地積測量図等
- 4 建物図面写・各階平面図写等
- 5 土地建物位置関係図・概略建物間取図
- 6 写真

以 上

位置図

1/10,000

N

下沢町

鳥屋根橋

生田川

笠石橋

小谷橋

新小谷橋

目的不動産

基準地 多治見(県)-7

八陣谷川

ふれあい橋

森下

第

第三上原橋

呂町

原川

川尻橋

久後田橋

笠原橋

笠原川

森裏橋

河島橋

公 図 写
1/1,000

148-4

水



(1)
宅地 164.91m²

148-1319 (1/2)

148-1320 (1/2)

148-1321 (1/2)

148-1322 (1/2)

148-733

148-609

148-602

148-1074

148-603

148-610

148-604

148-611

148-605

148-612

148-606

148-613

148-607

148-614

148-608

148-595

148-588

148-596

148-589

148-597

148-590

148-598

148-591

148-599

148-592

148-600

148-593

148-601

148-594

148-1194

148-336

148-337

148-335

148-338

148-334

148-339

148-581

148-573

148-1357

148-574

148-582

148-575

148-583

148-576

148-584

148-577

148-585

148-578

148-586

148-579

148-587

148-580

148-565

148-566

148-567

148-568

148-569

148-570

148-571

148-572

148-478

148-1181

148-320

148-321

148-479

148-319

148-322

148-480

148-318

148-323

148-481

148-317

148-324

148-316

148-325

148-1184

148-322

148-323

148-1183

148-350

148-351

148-352

148-353

148-1182

148-354

148-355

148-368

148-369

登記年月日：昭和45年12月16日

223512

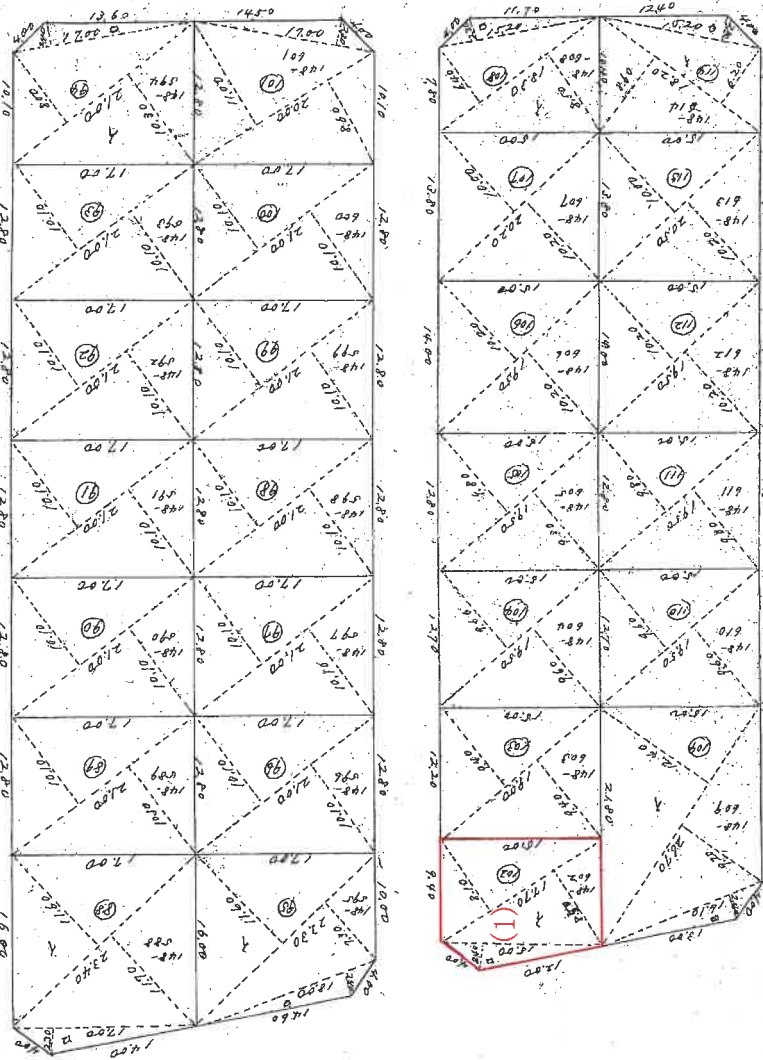
地番	148-58871-148-614
土地の所在	多治見市庵原町虎沢下目

地積測量図

5/8

受託第 317 号

作製年月日	昭和46年10月11日	作製者
申請人		



A3判をA4判に縮小コピー

昭和45年12月16日登記

縮尺	1/500
----	-------

(岐阜県土地家屋調査士会 用紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(岐阜県地方事務局多治見支局管轄)

令和6年12月25日

岐阜県地方事務局

登記官

公用

登記年月日：平成11年1月20日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(岐阜地方公務局多治見支局管轄)
令和6年12月25日 岐阜地方公務局

登記官

請求番号：2-3

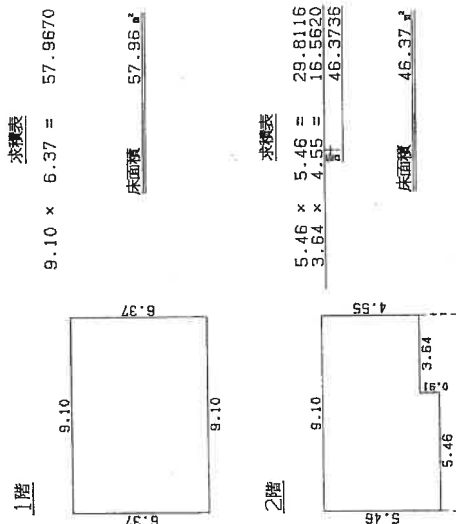
029186 各階平面図

建物図面

家屋番号 148番602

建物の所在 多治見市滝呂町十二丁目148番地602

目的不動産(2)



A3判をA4判に縮小コピー



縮尺 1/500

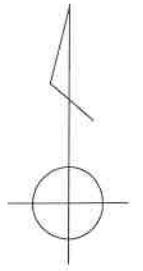
申請人

縮尺 1/250

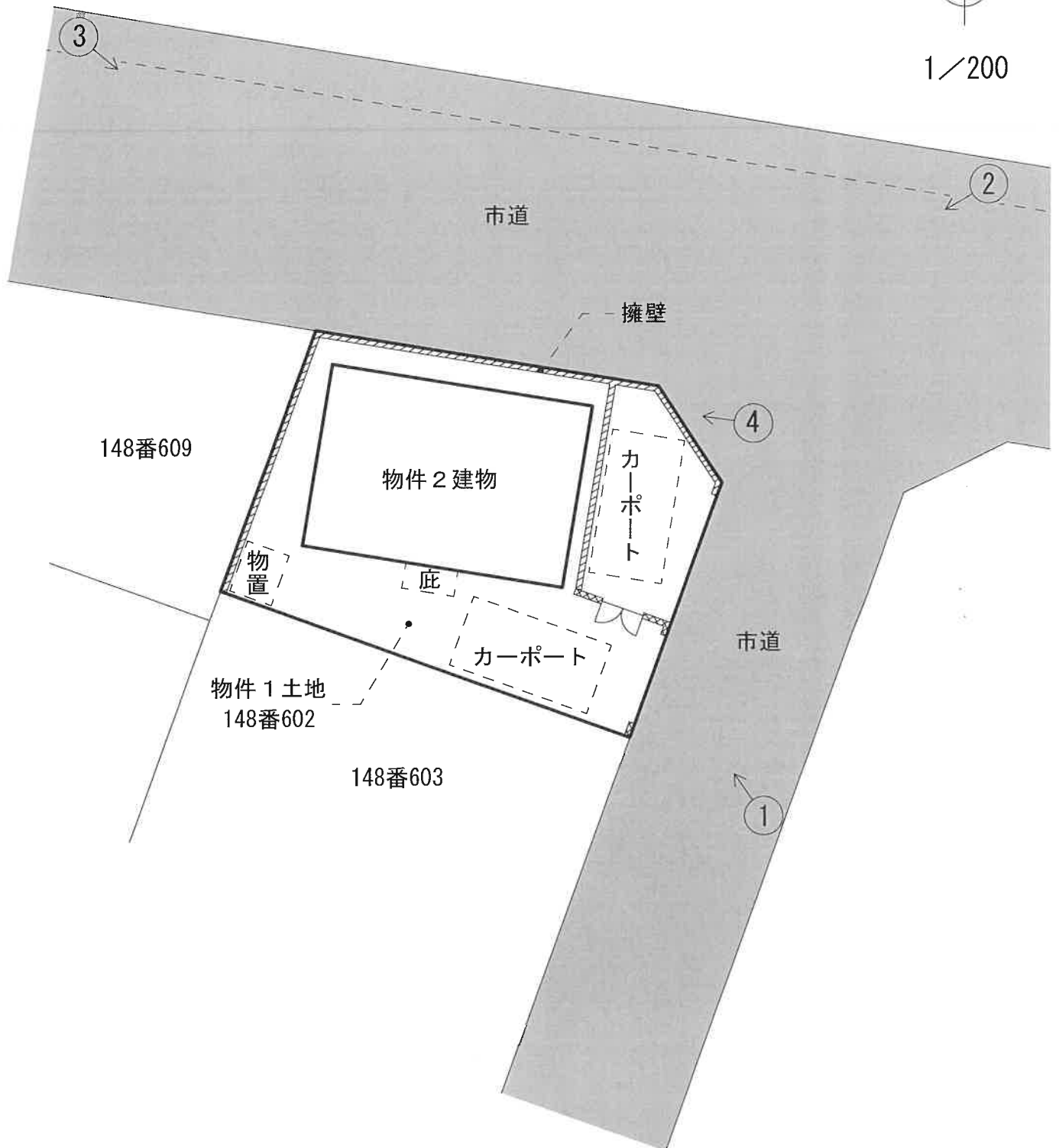
作製者

(岐阜県土地家屋調査士会)

土地建物位置関係図（概略）



1/200



図面と現況の相違がある場合は
現況優先です。
図面作成に当たっては、現地調査
を行い入手可能な図面を参考に
作成した概略の配置図であり、境界
を表示するものではありません。

建物間取図(概略)

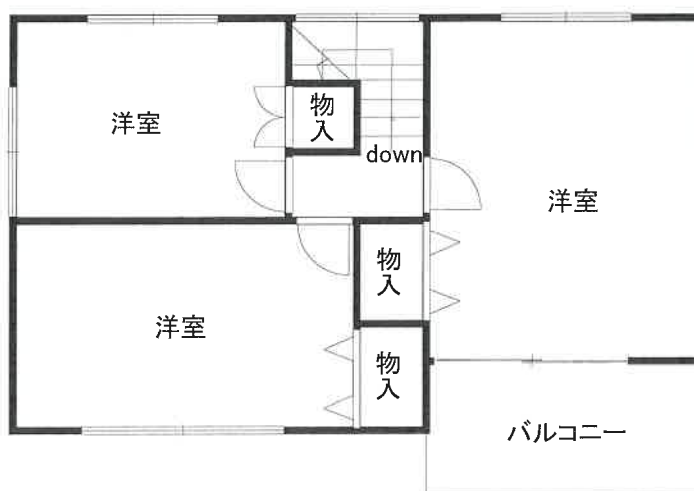
1階平面図



1/100



2階平面図



図面と現況の相違
がある場合は現況
優先です。

No. 1



No. 2



No. 3



No. 4

